

餘暇問題管見

協調會

11

得るとすら稱せらるゝ所以である

自然餘暇利用に関するものであつて、例へば國祭勞動機關は既ニ計

併し一口に餘暇と言つてもその内容は例へば單て慰安、氣散らし

自然休暇利用に關するものであつた。例へば國際労働機関は既に廿四年の第六回総会(一九三〇年)で「効率的労働者の休暇利用の爲の施設の發達に関する勧告」を探査し、更に第十四回総会(一九三〇年)に於てても之に關連する決議を探査してゐる。

併し一口に餘暇と言つてもその内容は例へば單に慰安、氣散じの意味から、愉快であり、爽快な運動若は仕事に從事すること、或は自分の自由に使用し得る時間といつた工合に多様の意義が含まれてゐる。其の利用に關しては學生であるが、其の主なる目的はも

(可認物便郵種三第) 號二十第一 調  
廿一月廿一年四月

活にまで積極的指導教化に乗り出していく様であり、猶逸の「歡喜樂」による「力」の運動、伊太利のド・ラヴァー、「勞的」の制度、英國の政府常設乃至臨時施設機關中の或は事業促進局、全國青年局等の如き中立地、地方を通ずる諸活動團体の例は皆に喧傳せられてゐる所である。

而して沿革的には餘喫の問題は、社會問題、特に一般労働時間の問題と關聯して取扱はれてゐる。實は、實はこれが方々争うより一般的の問題として取扱はれ、今日では所謂國民體位の問題として、進んで廣義國防の見地からも論議せらるゝに至つてゐる。この労働時間の問題の一般的規制の必要は最初人道的立場から、次で經濟的、社會政策的立場から、十九世紀の初頭以來の國に於ける労働時間制の立法の促進につけて現はれ、更に國際労働機関は一九一九年其の創立以來講和條約に與へられた國際労働機関の指揮する労働時間制の實現するため、既に前後十有餘回の國際労働會議に於て、勞働時間制を目的とする條約案を討議してゐる様である。この労働時間制は一日八時間、一周週休二日、年次有給假等が順次確立されるに至るところに總じて問題とされた始めたのは、

けられた「労使各階級間通話問題委員会」は、貿易会は、數年來各会の通話問題委員會は、連絡をはつきりしてこの問題に關する下で、研究を實行來つてゐるが、別に定期的開催され、餘暇問題に關する七月の定期委員會を設けて個別的に之を討議し、夫々關係部門に關する決議案を採択して居る。

際勞働せらるゝを受ける餘暇や娯楽も、人、青年間に對する余暇の各場所がある。又例へば工場労働者の場合、農業労働者の場合等である。たゞ、一般的に農村における餘暇は農業労働者の多分に季節的性質を有する點より、農耕期以外の總ての時間に對する餘暇と異なり、當然とて農村の問題が對象となり、從つて又農村工業と云ふが如き方面への關心をも呼ぶに至るのである。國家的的立場の爲めに、餘暇の利用のプログラムは實は是等兩者の場合の要求を満足するものでなければならぬ。

斯く考へて來ると餘暇利用の問題は頗る複雑多岐な問題を含んでゐる。たゞ、餘暇の利用の現況に照して、又國民的立場の爲めに何等か新しく餘暇利用に関する福利施設等の組織乃至指導者等を設くる必要なきやの問題の如きが考慮せられてゐるべきであらう。

主婦教育之辯

工場從業員に対する福利施設は、大工場においては、充分とは云へぬ迄も、相當に講ぜられて居る。紡績工場に於ては、英國の諸國で、同一種の施設を以つても決して負けぬ程、充備した所もあると、聞いて居る。が、全般としては、大工場で、工場從業員の福利待遇を圖ることになったが、その福利増進の目標となる層は、何うしてもこの中小工場の労働者ではなければならない。協調会の産業福利部は、この厚生省労働局の監督課や労務課と聯絡をとつて仕事を進めて行く。

家が陰謀の利用に積極的統制の手をさしのへ、国民的娯楽運動等も及んで來てゐる。併し均しく主的國家の自由と稱しても無論山は孤立と専恣を意味しない。る關聯と規律の中に於てこそ意をもつ。之を個人の例につき考

的執着性の最も強い所有権に於ては、それが人生々活の重要な方面である限り之に對する國家の統制は次第に強化し來り、こゝに國民保健、體位の向上、勞動力の保持乃至國民思想の確立の建設上、一貫して其の發揚を可けるが如く、

### （二）體　　力　　質

工場と云ふ名前にしては、斯うした方で  
ある點など以外に、アコがしたるところ  
の缺けてゐるところが、一つ伏在  
するるのではあるまいか。

大工場に於ては、職工に對しては、  
會社または工場の方から種々の福利  
施設を講へる。その上各種の  
團體もこれに目をつけ、或  
團體會を開いてやつたり、融資團  
体としてやつたり、諒説團  
の對象となり、可なり恵まれた形  
態に置かれて居るに反し、中小企  
業に小工場が甚めざる日陰にあり  
と云ふことは、一寸歎衡が取れ  
に様に思われる。

あるが、中には然る程「ソシテイ」などは金銭にない人達も随分ある。そ  
う云ふ中小工業者と相手に、福利  
運動を進めてゆくのは、専々骨の筋  
屈ることである。生や死にし努力で  
は効を奏さざるには向かひない。  
先づ第一に、業主によつて  
買ふやうで、社員がねばならない。  
謂ふやうなヤマダ教習の要領を  
説いておきたい。中位の規  
模の工業業者なると、「一寸大工業と  
同じやうな、組織的な内容を持つ  
ものもあるが、又個人問題で、個  
人企業のやうな經營をやつて居る  
ものもある。小工業に於ては、其

の如く、夫と妻の間の親愛感が、夫の職業に対する愛着感、併せ夫の職業に対する愛着感が、夫の職業に対する愛着感である。否の場合によつては、經營者としての資本力の不足による失業の心配が、夫婦の間に生じる心配となる。夫婦の間に生じる心配となる。

斯かる外部の規制と何處まで繋げて、上に關してはその所有権に對する規定を最初の絕對神聖視する個人の制度の時代から、益は私益に先んずるの前より過失損害賠償の法理から始まつて、廿歳して居るもの、その様である。民事主の頭を改造すると共に、従業員、即ち職工待遇と云ふ、健保、健保、被災者の問題、安全、問題、それ等に対する施設の整備は、緊急を要すると思ふが、

各工場、鐵山の教育、勞資、體育等の福利施設につき夫々地盤研究會中とのことである。併し學生も事件等とも考へ併せ、體と人命の安全に於ける問題が前にも國情に即するこれら講習會の逐次實現化する日の近きを希望し且信ぜんとするものである。

分にも小工場は業主自身努力薄弱であるから、之等の施設を行はせねばならないに付ては業者當然是出來ぬ。多數業者の協力によって、組織を作つて、微細な努力をなして、それによつて行つて行く外に途はない。此點は業主が育の主要な眼目になる。(完)